順序	手続きの種類	提出先	必要な物	手続き後に もらっておく書類	期限	届出までに決めておく事 やっておく事
1	離婚届	本籍地または 所在地の役場	離婚届・身分証明書・戸籍謄本 (本籍地の場合は不要)	離婚届受理証明書2通 離婚後の戸籍謄本 (母子各1)		子供の親権・名字をどうするか
(2)	離婚の際に称していた 氏を称する届	本籍地または 所在地の役場	戸籍謄本 (本籍地の場合は不要)		離婚から 3ヵ月以内	本籍地をどこにするか
(3)	住民票移動 世帯主変更届	所在地の役場	本人確認書類・マイナンバーカード ・印鑑			
(1)	児童手当の 新規認定請求	所在地の役場	本人確認書類・マイナンバーカード ・印鑑・申請者名義の通帳等			夫に消滅届を提出してもらう
(5)	健康保険の 変更手続き	所在地の役場	本人確認書類・マイナンバーカード・ 申請者名義のキャッシュカード・ <mark>離婚届受理証明書</mark> ・健康保険証			夫の扶養で健康保険に加入していた 人は、夫の会社を通じて健康保険の資 格喪失証明書を取得してもらう
(h)	国民年金の 変更手続き	所在地の役場	加入していた保険によって年金手帳・離婚届受理証明書が必要な場合も			
(/)	子の氏変更許可 申し立て	管轄の家庭裁判所	離婚後の戸籍謄本(母子各1)・ 印鑑・収入印紙800円(子1人につき)・ 場合によって切手も必要	氏の変更許可の審判所の謄 本		
8	入籍届け	本籍地または 所在地の役場	氏の変更許可の審判所の謄本・ 印鑑・戸籍謄本(本籍地に届出る場合は不要)	子の入籍後の戸籍謄本・ 離婚後の戸籍謄本		
9	児童扶養手当	所在地の役場	子の入籍後の戸籍謄本・住民票・ 申請者の預金通帳・所得証明書・ 健康保険証			
100	ひとり親家庭の 医療費助成	所在地の役場	離婚後の戸籍謄本・健康保険証・ 住民票・所得証明書			
11)	年金分割	年金事務所			離婚から 2年以内	

その他の手続き

水道・ガス・電気の名義変更

賃貸物件の名義変更

自動車の名義変更

生命保険の契約者・受取人の変更

印鑑登録証明書(印鑑・名字・住所変更した方)

預金通帳(名字・住所変更した方)

運転免許証(本籍・名字・住所変更した方)

パスポート (本籍・名字・住所変更した方)

クレジットカード(名字・住所変更した方)

子供の転入学(子供が転校する時)・・・等

## 手続きにはこれを持って行けば安心

身分証明書(免許証やパスポート)

マイナンバーカード(無い人は通知カード)

保険証

自分名義の通帳・キャッシュカード

年金手帳

現金

印鑑

※マイナンバーカードと保険証は子供の分も